

者を救済するためのものだと認識してほしい」「党主導で進めなければいけないようになるかもしれない」などの心強いご発言も出されました。

この燃え上がった火は、そのままにしておけば消えてし

まいます。被害回復制度の確立は、あすの会の設立目的の一つであり、少しずつでも達成されるよう一丸となって取り組むべき課題であり、全力を傾注しましょう。

【資料】 現行犯給法、あすの会案及び内閣府検討会とりまとめの論点整理

あすの会の被害者調査で判明している主要な問題点

1. 「重傷病給付金」では救われない被害者が多い。3割の被害者が1年超の治療。
なお、過去の被害でも、今現在も医療費やカウンセリング費用で苦しんでいる人がいる。
2. 「親族間の犯罪」という理由だけで不支給・一部減額され困窮する被害者遺族が多い。
3. 給付金額が十分でなく、特に若年の被害者で遺児がいる家庭は困窮に陥るケースが多い。
結局、不本意ながら生活保護に頼らざるを得ない被害者が多く、被害者の尊厳・自立を損ない、国民感情、財政負担の観点、労災被災者・交通事故被害者との権衡から不合理な制度に。

論点	現行犯給法	あすの会案	内閣府とりまとめ
重傷病給付金について (参考) ・犯罪被害給付金 516 人に 12 億円 (H25)。うち重傷病給付金 228 人に平均 23 万円、総額 5200 万円 (H25)。 ・受刑者の医療費 10 億円 (H18・期間も上限もなし) ・労災では現物給付。リハビリ・介護・付添費も対象	(1) 1 年以内、120 万円上限 (2) 被害者がまず病院に支払い、後で給付金を受ける (3) リハビリ費用、介護・付添費用、カウンセリング費用が対象外 (医療保険の対象となるカウンセリングは対象)	(1) 期間と上限の撤廃 (2) 「犯罪被害者証」を発行し、現物給付 (3) リハビリ費用、介護・付添費用、カウンセリング費用 (被害者の家族も含む) を対象に加える。 特に介護費用が高額で、また、子ども・性犯罪被害者の PTSD のカウンセリングの必要性も高い	・重傷病給付金制度の見直しについては採用せず一見直すべきとの意見あったが取り上げられず ・カウンセリングについては「カウンセリング給付金 (仮称) を新設するなど法制度として整備することが必要」と提言。具体案を警察庁で検討することとされた
親族間の犯罪について	不支給・一部減額が原則。規則で規定	原則とはせず、社会通念上妥当でない場合にのみ制限	DV 以外にも特例を認めるべきとの提言
給付金額が十分でない 一遺族給付金の平均 540 万円 (H25) [参考] 自賠責ではひき逃げ・無保険車の事故では国が加害者に代わり賠償。死亡事案であれば、年齢に関わらず、概ね全員 3000 万円支給。	・平成 20 年改正で最高支給額 3000 万円に引き上げたというが、若年の被害者で遺児がいる事案では低額。3000 万円支給はごく一部 ・一時金のみ。	・若年の被害者で遺児がいるなど困窮している家族に手厚い給付金に改める ・年金方式も検討	採用せず一見直すべきとの意見もあったが取り上げられず